電気通信大学100周年キャンパス集会室使用細則

平成29年 3月22日 改正 平成30年12月27日

(趣旨)

第1条 この細則は、電気通信大学100周年キャンパス基本規程(以下「規程」という。) 第5条第1項に基づき、電気通信大学100周年キャンパス集会室(以下「集会室」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(愛称)

第2条 集会室の愛称は、「100周年記念ホール」とする。

(管理・運営の委託)

第3条 集会室の管理・運営は、規程第3条に定める事業者(以下「事業者」という。) が行うものとする。

(使用資格者)

- 第4条 集会室を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 本学の役員、職員、学生及び卒業生
 - (2) 規程第4条第1号から第4号に定める施設の使用者
 - (3) その他学長が特に認めた者

(使途)

第5条 集会室の使途は、規程第2条に定める100周年キャンパスの目的に合致するものでなければならない。

(使用可能時間)

- 第6条 集会室を使用できる時間帯は、原則として午前8時30分から午後5時00分までとする。
- 2 年末年始その他施設管理上事業者が別に定める日は使用することができない。 (使用申請)
- 第7条 集会室の使用を希望する者は、別に定めるところにより、事前に使用申請を行う ものとする。

(使用上の注意)

第8条 集会室の使用にあたっては、別に定める利用上の注意事項等を厳守するものとする。

(雑則)

第9条 この細則に定めるものほか、集会室の使用に関し必要な事項は、本学及び事業者間で協議の上、別に定める。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年12月27日から施行する。